

## 参 考 资 料



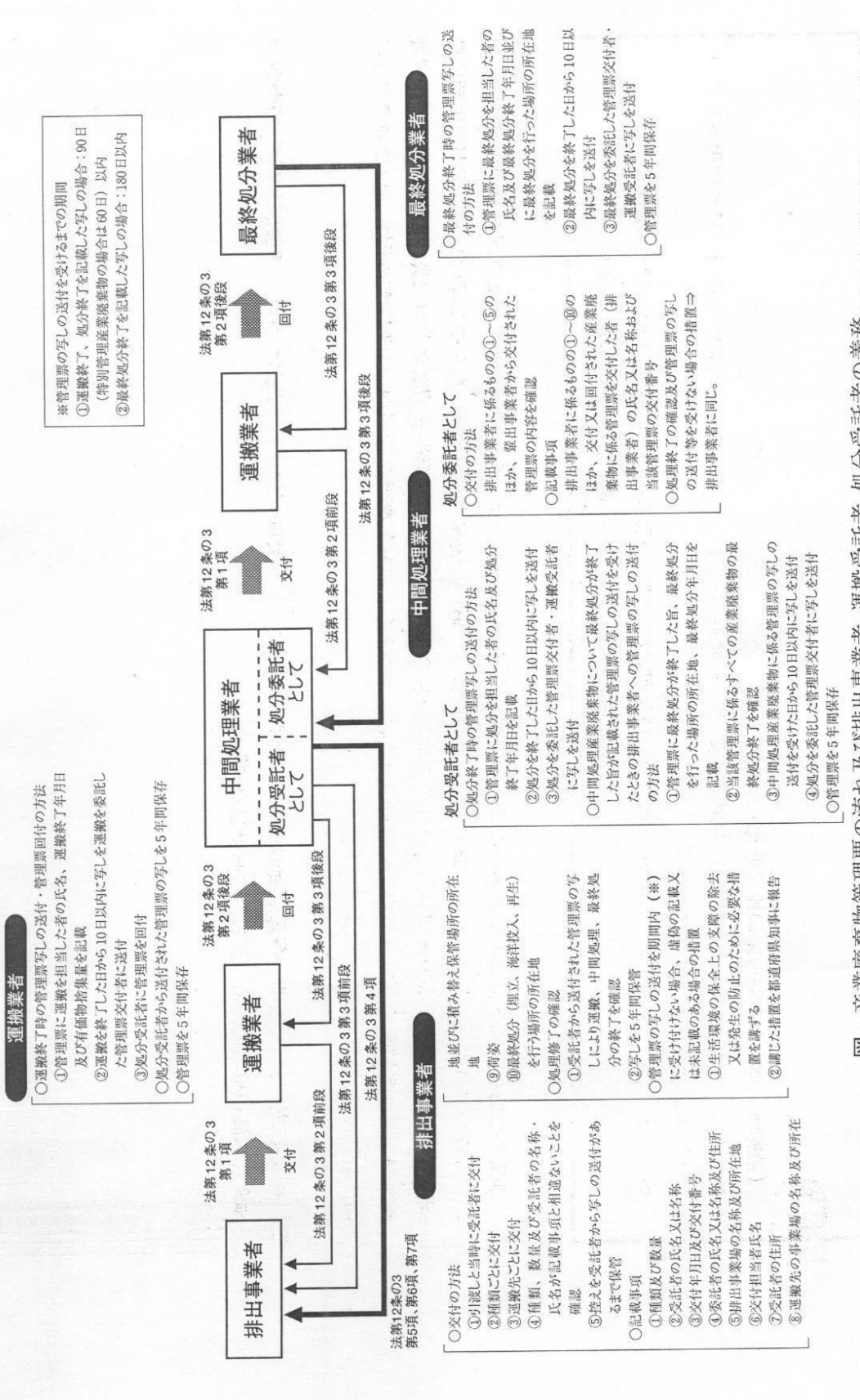


図 産業廃棄物管理票の流れ及び排出事業者、運搬受託者、処分受託者の義務

- 運搬業者**
- 運搬終了時の管理票写しの送付・管理票回付の方法
    - ① 管理票に運搬を担当した者の氏名、運搬終了年月日及び有価物搭載量を記載
    - ② 運搬を終了した日から10日以内に写しを運搬を委託した管理票交付者に送付
    - ③ 処分受託者に管理票を回付
  - 処分受託者から送付された管理票の写しを5年間保存
  - 管理票を5年間保存
- 排出事業者**
- 交付の方法
    - ① 引渡しと同時に受託者に交付
    - ② 種類ごとに交付
    - ③ 運搬先ごとに交付
    - ④ 種類、数量及び受託者の名称・氏名が記載事項と相違ないことを確認
    - ⑤ 控えを受託者から写しの送付があるまで保管
  - 記載事項
    - ① 種類及び数量
    - ② 受託者の氏名又は名称
    - ③ 交付年月日及び交付番号
    - ④ 委託者の氏名又は名称及び住所
    - ⑤ 排出事業場の名称及び所在地
    - ⑥ 交付担当者氏名
    - ⑦ 受託者の住所
    - ⑧ 運搬先の事業場の名称及び所在地
  - 地並び内に積み替え保管場所の所在地
    - ⑨ 備忘
    - ⑩ 最終処分（埋立、海洋投入、再生）を行う場所の所在地
  - 処理終了の確認
    - ① 受託者から送付された管理票の写しにより運搬、中間処理、最終処分の終了を確認
    - ② 写しを5年間保管
  - 管理票の写しの送付を期間内（※）に受け付けない場合、虚偽の記載又は未記載のある場合の措置
    - ① 生活環境の保全上の支障の除去
    - ② 又は発生の防止のために必要な措置を講ずる
    - ③ 講じた措置を都道府県知事に報告
- 中間処理業者**
- 処分終了時の管理票写しの送付の方法
    - ① 管理票に処分を担当した者の氏名及び処分終了年月日を記載
    - ② 処分を終了した日から10日以内に写しを送付
    - ③ 処分を委託した管理票交付者・運搬受託者に写しを送付
  - 中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付を受けたときの排出事業者への管理票の写しの送付の方法
    - ① 管理票に最終処分が終了した旨、最終処分を行った場所の所在地、最終処分年月日を記載
    - ② 当該管理票に係るすべての産業廃棄物の最終処分終了を確認
    - ③ 中間処理産業廃棄物に係る管理票の写しの送付を受けた日から10日以内に写しを送付
    - ④ 処分を委託した管理票交付者に写しを送付
    - ⑤ 管理票を5年間保存
- 処分委託者として**
- 交付の方法
    - ① 排出事業者に係るもの①～⑤のほか、載出事業者から交付された管理票の内容を確認
    - ② 記載事項
      - ①～⑩の排出事業者に係るもの①～⑩のほか、交付又は回付された産業廃棄物に係る管理票を交付した者（排出事業者）の氏名又は名称および当該管理票の交付番号
    - ③ 処理終了の確認及び管理票の写しの送付等を受けない場合の措置⇒排出事業者に同じ。
- 最終処分業者**
- 最終処分終了時の管理票写しの送付の方法
    - ① 管理票に最終処分を担当した者の氏名及び最終処分年月日並びに最終処分を行った場所の所在地を記載
    - ② 最終処分を終了した日から10日以内に写しを送付
    - ③ 最終処分を委託した管理票交付者・運搬受託者に写しを送付
    - 管理票を5年間保存

## 廃棄物処理施設に係る石綿のサンプリング・分析方法の概要 [暫定版※]

項目	サンプリング方法	分析方法	
気体	敷地境界	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境庁告示第93号（平成元年12月27日）に準拠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 同左</li> <li>■ 必要に応じて電子顕微鏡使用</li> </ul>
	発じん状況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 作業環境測定基準 労働省告示第46号（昭和51年4月22日）及び作業環境測定ガイドブック1（厚生労働省安全衛生部環境改善室編）に準拠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 同左</li> <li>■ 生物顕微鏡を併用</li> <li>■ 必要に応じて電子顕微鏡使用</li> </ul>
	排出ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ JIS Z 8808（排ガス中のダスト濃度の測定方法）に準拠</li> <li>■ メンブランフィルターの前段にインピンジャー（無じん水入り）を設置</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">サンプリング概念図（一例）</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 分析対象試料：採取管、インピンジャー（無じん水含む）、連結管、メンブランフィルター（採取管等に付着したダストを無じん水で洗浄し、インピンジャー内の無じん水と合わせる）</li> <li>■ 環境庁告示第93号（平成元年12月27日）に準拠</li> <li>■ 必要に応じて電子顕微鏡使用</li> </ul>
	破碎ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ JIS Z 8808（排ガス中のダスト濃度の測定方法）に準拠（円形ろ紙法による捕集とし、インピンジャーの設置を除き燃焼排ガスと同様）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 環境庁告示第93号（平成元年12月27日）に準拠</li> <li>■ 必要に応じて電子顕微鏡使用</li> </ul>
固体 <sup>1)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1回あたり数百gを複数回採取し、混合して1検体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ JIS A 1481（建材製品中のアスベスト含有率測定方法）に準拠</li> <li>■ 水分散、溶出等の前処理を行った試料は、JIS A 3850（空気中の繊維状粒子測定方法）に準拠</li> <li>・ 生物顕微鏡を併用</li> <li>・ 必要に応じて電子顕微鏡使用</li> </ul>	
液体 <sup>2)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1回あたり数百mLを複数回採取し、混合して1検体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生物顕微鏡を併用</li> <li>・ 必要に応じて電子顕微鏡使用</li> </ul>	

1) 固体：焼却灰、集じん物（集じん灰含む）、スラグ、破碎残さ等

2) 液体：焼却灰冷却水、スラグ冷却水、原水等

<計数法（位相差顕微鏡＋生物顕微鏡）で直接計数し難い試料等を分析する場合（一例）>

- 排出ガスにおける集じん装置入口等、付着粉じん量が多い試料は、水分散を行った後計数法で分析する [水分散法→計数法]
- 水分散法：試料→無じん水による超音波分散→抽出液分取→無じん水添加→振とう→吸引ろ過→ろ紙→低温灰化（必要に応じて）→計数法へ（必要に応じて電子顕微鏡使用）
- 破碎残さ（磁性物）は溶出操作を行った後計数法で分析する [溶出法→計数法]
- 溶出法：試料→溶出→金属メッシュによる1次ろ過（粒径大を除去）→吸引ろ過→ろ紙→低温灰化（必要に応じて）→計数法へ（必要に応じて電子顕微鏡使用）

※サンプリング・分析方法は、検討要素が多く残されているため、暫定版として取り扱う。